



県 章

# 滋賀県公報

平成 24 年（2012 年）  
3 月 16 日  
第 3519 号  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 訓 令	
※滋賀県文書管理規程の一部改正（県民活動生活課）	1
○ 告 示	
土地収用法に基づく事業の認定（監理課）	2
道路の供用開始（道路課）	3
河川区域の廃止による廃川敷地等（流域政策局）	3
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告（商業振興課）	4
○ 環境・総合事務所告示	
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀）	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	4
○ 雑 報	
環境影響評価実施計画書の縦覧公告	5

## 訓 令

## 滋賀県訓令第 5 号

滋賀県文書管理規程（平成17年滋賀県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 16 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第14条第3項に次のただし書を加える。

ただし、保存期間が1年未満のものについては、この限りでない。

第19条第4項に次のただし書を加える。

ただし、起案を要するものまたは保存期間が1年未満のものについては、この限りでない。

第23条を次のように改める。

（公文書の発信者名）

**第23条** 公文書の発信者名は、知事名を用いなければならない。ただし、条例、規則、訓令、告示、公告、指令、達および議案以外のものにあつては、事案の内容により、副知事名または部長もしくは課長の職名を用いることができる。

第43条第1項中「公文書」の右に「（官報および県公報ならびに県の発行する図書その他の出版物を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第44条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の公文書にあつては、保存期間の起算日は、当該公文書を作成し、または取得した日とする。

第46条中「刊行した」を「発行した」に改める。

別表第1第8第3項第1号中「県議会を招集するいとまがなかったため」を「緊急に処理する必要がある」に改める。

別表第3の永年保存の部第2項を次のように改める。

2 国の機関の通知文書等で重要なもの

別表第3の永年保存の部第20項中「印刷物」を「出版物」に改め、同表の10年保存の部第1項を次のように改める。

- 3 廃川敷地等の位置 甲賀市甲賀町岩室地先
- 4 廃川敷地等の種類および数量 土地 1,754.44平方メートル

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成24年3月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 カインズモール彦根 彦根市馬場二丁目字松原馬場104番地ほか17筆
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社ベイシア 群馬県伊勢崎市下道寺町510番地 代表取締役 土屋嘉雄ほか2者
  - (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社ベイシア 群馬県前橋市亀里町900番地 代表取締役 赤石好弘ほか2者
- 3 変更年月日 平成24年2月25日
- 4 変更の理由 本社移転に伴う住所変更および代表者変更、テナント入替による退店および出店の為
- 5 届出年月日 平成24年2月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県湖東環境・総合事務所 彦根市元町4-1  
彦根市産業部商工課 彦根市元町4番2号
  - (2) 縦覧期間 平成24年3月16日から平成24年7月17日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成24年7月17日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

## 環境・総合事務所告示

## 滋賀県甲賀環境・総合事務所告示第1号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。  
平成24年3月16日

滋賀県甲賀環境・総合事務所長 川 村 貞 雄

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域  
湖南市朝国字梅ヶ谷2番  
湖南市朝国字平山1番
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境・総合事務所環境課において備え置いて閲覧に供する。）

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区から次のとおり役